

平成31年2月28日
(令和5年7月21日修正)

介護サービス事業者からの資料開示請求等に関するQ&A

八幡浜市保健センター
介護認定係

【認定資料の開示】

○ 要介護認定及び要支援認定に関する資料の開示請求

問1 要介護認定及び要支援認定に関する資料（以下「認定資料」という。）
の開示は、何の根拠に基づくものですか。

(答)

- 認定資料の開示は八幡浜市要介護認定等に係る資料の開示に関する要綱（平成17年要綱第38号）に基づくもので、介護サービス計画の円滑な作成を促進し、もって被保険者への介護サービスの一層の充実を図ることを目的としています。

問2 認定資料の開示は、こういった資料が対象となりますか。

(答)

- 開示する資料の範囲は、次に掲げるとおりです。
 - ・ 認定情報
 - ・ 認定調査票（概況調査、基本調査、特記事項）
 - ・ 主治医意見書
 - ※ 主治医意見書は当該主治医の同意がある場合に限りです

問3 認定資料の開示請求にはこういった要件・手続きが必要ですか。

(答)

- 次の要件1～3のすべてを満たす場合に、「要介護認定資料開示請求書（事業者用）」を提出することで認定資料の開示を行います。

要件1) 被保険者の同意

八幡浜市では、介護保険要介護認定申請書等において被保険者の同意（署名）を頂いているため確認は不要です。

~~要件2) 確約書の提出~~

~~認定資料の取扱いについて、次の事項を確約していただくため、確約書の提出が必要になります。なお、確約書は年度ごとに提出が必要になります。~~

~~確約1) 関係資料は、第三者の目にふれることのないよう厳重な保管に努めること。~~

~~確約2) 関係資料は、介護サービス計画作成に資するため利用するものであり、介護サービス計画作成以外の目的には使用しないこと。~~

~~確約3) 関係資料により知り得た個人の情報を第三者に漏えいしないこと。~~

※確約書は要介護認定資料開示請求書（事業者用）に統一されました。

要件3) 被保険者との関係を証する書類（いずれか1点）

- ・居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書
※ 既に提出済みの場合は、再提出の必要はありません
- ・介護サービス利用契約書（写し）
- ・施設利用申込書（施設サービスを提供する予定の場合）

~~問4) 複数の事業所がある事業者が一括して「確約書」を提出することは可能ですか。~~

~~(答)~~

- ~~○ 認定資料は事業所単位で管理して頂かないといけないので、事業所単位で提出をお願いします。~~

※確約書は要介護認定資料開示請求書（事業者用）に統一されました。

問5 「要介護認定資料開示請求書（事業者用）」は、介護認定審査会前に提出することは可能ですか。

(答)

- 可能です。

その場合、「要介護認定資料開示請求書（事業者用）」の備考欄に「○月○

日審査会分」と記入してください。

なお、事前に開示請求書を提出した場合で、認定結果の受領代行の手続き（問7参照）が行われている場合は、認定結果と併せてお渡しすることになります。

【事務手続き等の代行】

○ 被保険者の代行として行う手続き

問6 被保険者の代行として行えるのは、どういった手続きが該当しますか。

(答)

- 被保険者の代行として行える手続きは、主に次に掲げるとおりです。
 - ・介護保険被保険者証等の受領に関する事
 - ・介護保険負担割合証等の受領に関する事
 - ・サービス暫定利用等に係る一次判定（暫定）の照会に関する事
 - ・サービス暫定利用等に係る負担割合の照会に関する事
 - ・福祉用具購入費及び住宅改修費の残額等の照会及び申請手続きに関する事
 - ・減免手続（負担限度額認定等）の申請書の提出及びその結果の受領に関する事
 - ・介護保険被保険者証等の再交付に係る申請書の提出及びその受領に関する事

問7 被保険者の代行として手続きを行う場合には、どういった要件・手続きが必要ですか。

(答)

- 手続を代行することで被保険者の個人情報を取り扱うことになる為、八幡浜市個人情報保護条例（平成17年条例第223号）の規定に基づき、次の要件のすべてを満たす場合に、手続きの代行を受付します。

要件1) 被保険者の同意

~~「介護保険サービス事務手続き等代行に関する同意書」~~「**事務代行に関する同意書**」により、各手続きについて被保険者の同意が必要になります。

このQ&A以前に「介護保険居宅介護（介護予防）サービス事務手続き等に関する同意書」により同意をいただいている手続きについては同

意があったものとみなします。ただし、その場合に地域包括支援センターから介護予防支援の業務を受託している事業所は、その関係を確認させていただく場合があります。

要件2) 保有個人情報外部提供申請書の提出

個人情報の外部提供を受けるため、保有個人情報外部提供申請書の提出が必要になります。なお、保有個人情報外部提供申請書は年度ごとに提出が必要になります。

~~要件3) 個人情報の取扱いに関する同意書等の提出~~

~~手続を代行することで被保険者の個人情報の提供を受けることになる為、個人情報保護の観点から、被保険者と取り交わしている個人情報の取扱い（守秘義務等）に関する同意書等の写し又は契約書において同内容を取り交わしている場合は契約書の該当部分と被保険者の署名部分の写しを提出していただいで個人情報の取り扱いについて確認させていただきます。~~

- ※ 個人情報の取扱いに関する同意書等の確認の為、契約に基づく守秘義務に係る同意書の写しについては、事務代行に関する同意書に「被保険者から事業所が事務の代行をすることへの同意」及び、「事務の代行において知り得た被保険者の個人情報について事業所が守秘義務及び保有個人情報外部提供申請書の遵守事項に基づく取扱いをする旨を明記する」こととし、新様式「事務代行に関する同意書」の提出のみでよいものとする。ただし旧様式「介護保険サービス事務手続き等代行に関する同意書」による場合は従前の通りの取扱いとする。

問8 複数の事業所がある事業者が一括して「保有個人情報外部提供申請書」を提出することは可能ですか。

(答)

- 提供個人情報は事業所単位で管理して頂かないといけないので、事業所単位で提出をお願いします。

【その他】

○ 介護保険被保険者番号

問 9 介護保険被保険者番号を照会することはできますか。

(答)

○ できません。

介護サービス事業者は、「被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確かめるものとする」と運営基準で定められているため、被保険者に被保険者証を提示してもらうことで被保険者番号を確かめてください。

なお、新規申請・更新申請等の手続き中は、介護保険被保険者証を八幡浜市が回収しているため、代わりとなる介護保険資格者証で確かめてください。

○ 介護認定審査会

問 10 介護認定審査会の予定日を照会することはできますか。

(答)

○ 介護認定審査会の予定日については、個人の権利利益が不当に侵害されるものでなく、被保険者にとっても有用であるため、照会があれば回答します。

なお、市内の居宅介護支援事業所には、1週間前の水曜日にメール・FAXにて、対象者の被保険者番号一覧をお知らせしますので、そちらで確認していただくことも可能です。

ただし、審査会の翌日は認定結果の通知にかかる作業が夕方までかかるため、審査会の認定結果を受けてのサービス担当者会議等を設定することは極力避けてください。

○ 認定結果

問 11 認定結果を照会することはできますか。

(答)

○ できません。

介護サービス事業者は、「被保険者証によって、被保険者資格、要介護認

定の有無、要介護認定の有効期間を確かめるものとする」と運営基準で定められているため、被保険者に被保険者証を提示してもらうことで認定結果を確かめてください。

なお、被保険者が送付された認定結果通知等を紛失・破棄する恐れがある場合は、あらかじめ被保険者の同意を得て介護保険被保険者証等の受領に関する手続きを代行し、被保険者に介護保険被保険者証を提示してもらうことで認定結果を確かめてください。